

【建物明渡・家賃回収の報酬】

建物明渡や家賃回収の手続は、内容証明などによる請求→訴訟等の手続→強制執行手続と進行します。

どの時点で解決するかは相手次第ですが、どの時点で解決しても以下のとおりです。

ですから、内容証明・訴訟手続・仮処分手続・強制執行手続などにつき別途の報酬は発生しません。

また、以下に記載されていない交通費・コピー代などは不要です。つまり、以下に記載されていない費用は一切不要ですので安心して下さい。

※建物明渡は家賃滞納による明渡の場合です。

1，相談料

何回でも無料

2，着手金（税別）

建物明渡 金 10 万円

家賃回収 金 10 万円

但し、建物明渡と家賃回収が同時の場合は合計で金 10 万円です。

3，成功報酬（税別）

建物明渡 金 10 万円

家賃回収 実際に回収した金額の 15 %

4 , 出張日当 (税別)

無料 → 都城市 ・ 三股町 ・ 曾於市

1 回につき 5 千円

→ 宮崎市 ・ 日南市 ・ 串間市 ・ 小林市 ・ えびの市 ・ 志布志市
・ 鹿屋市 ・ 大崎町 ・ 霧島市 ・ 垂水市 ・ 姶良市

1 回につき 8 千円 → 鹿児島市

※ 委任契約締結や現地調査など、裁判手続以外の場合でも
日当は必要です。

5 , 実費

住民票写し ・ 戸籍謄本 ・ 登記事項証明書 ・ 地図等 ・ 評価証明 ・ 内容証明 ・ 訴訟等 ・ 仮処分 ・ 強制執行などの実費が必要です。

※ 委任契約締結の際に途中までの実費概算額を預かり、
終了後に精算致します。

★ 着手金と成功報酬の例は次のとおりです。

加えて、日当と実費が必要です。

例 1) 建物明渡 (訴訟等を含む)

着手金 1 0 万円 + 成功報酬 1 0 万円 = 2 0 万円 (税別)

例 2) 建物明渡と家賃回収が同時の場合 (訴訟等を含む)

着手金 1 0 万円 (建物明渡 + 家賃回収の着手金) + 1 0 万円
(建物明渡の成功報酬) + 実際に回収した金額の 1 5 %
(家賃回収の成功報酬)

= 2 0 万円 + 実際に回収した金額の 1 5 % (税別)